

かすみがうら 広報 9 2019

kasumigaura public relations

お知らせ版

新入学児ランドセル贈呈

新入学児へランドセルを贈呈します

令和2年4月から小学校に入学するお子さんを対象に、入学祝い品として「ランドセル」を贈呈します。ランドセルの色の希望確認も含め、申込書の提出をお願いします。

問 学校教育課(霞ヶ浦庁舎)

▶対象者(下記・就学時健康診断の案内に同封して郵送します/案内が届かない場合は学校教育課までご連絡ください)

令和2年度の入学式時点で市内在住である見込みの新1年生の児童、または令和2年度に市立小学校に入学する市外の新1年生の児童。ただし、年度途中の転入児童は含まれません。

▶贈呈期間

1月～2月に開催する各小学校の入学説明会で贈呈します。なお、特別支援学校や市外小学校へ入学する児童には、学校教育課(霞ヶ浦庁舎)で令和2年2月3日(木)以降に贈呈します。

▶申込方法

「かすみがうら市入学祝い品支給申込書」に必要事項を記入し、9月下旬～10月下旬に各小学校で実施する就学時健康診断の受付に提出、または学校教育課(霞ヶ浦庁舎)に提出してください。

※学校教育課への提出期間は、9月20日(金)～11月5日(火)です。

▶ランドセルの見本展示

就学時健康診断当日の会場展示のほか、次のように展示を行います。

●時期：9月20日(金)～11月5日(火)の平日午前8時半～午後5時15分

ただし、9月27日(金)のみ午前10時半までの展示となります。

●場所：学校教育課(霞ヶ浦庁舎)

同期間中に学校教育課ホームページでもランドセルのサンプル画像を確認できます。

※詳細はランドセルの見本展示場所、または市ホームページでご確認ください。



ランドセル贈呈

新入学児就学時健康診断

新入学児の就学時健康診断のお知らせ

就学時健康診断は、令和2年4月から小学校に入学するお子さんを対象に、学校保健安全法に基づき行われます。期間中に必ず受診してください。

問 学校教育課(霞ヶ浦庁舎)

▶対象者：平成25年4月2日～平成26年4月1日までに生まれたお子さん

(9月上旬までに個別の案内を郵送します/案内が届かない場合は学校教育課までご連絡ください)

▶健診場所：市立の各小学校

▶就学時健康診断日程

期日	受付時間	就学予定校	期日	受付時間	就学予定校
9月25日(水)	12:30～13:00	下稲吉小学校	10月18日(金)	13:20～13:35	霞ヶ浦南小学校
9月27日(金)	12:10～12:20	志筑小学校	10月23日(水)	13:10～13:20	七会小学校
9月27日(金)	12:30～12:45	上佐谷小学校	10月28日(月)	12:30～12:45	霞ヶ浦北小学校
10月9日(水)	13:00～13:20	新治小学校	10月30日(水)	12:50～13:10	下稲吉東小学校

くらし

公共施設入館料や使用料の改正

消費税率改定に伴い、10月1日頃から次の施設の入館料や使用料が改正になります。
◎あじさい館福祉館、農村環境改善センター、水族館、富士見塚古墳公園、旧地区公民館、歴史博物館、B&G海洋センター
※各施設の入館料や使用料、団体料金などの詳細は市ホームページをご覧ください。
※他の施設の体育館やグラウンド、会議室などの使用料については、現行とおりです。



行政改革・公共施設等マネジメント推進室(千代田庁舎)

ふれあい生涯学習フェア2019開催

今年のイベントテーマは『新たな出会い・創ろう！未来の歴史かすみがうら』です。文化・芸術などの生涯学習の分野で市民が主役となり、1年間の活動成果を発表する生涯学習の祭典です。
日時 10月6日(日)午前8時半～
※展示は5日(土)～6日(日)
場所 あじさい館(6日回のお風呂、カノオケは午後3時まで利用できません)。
内容 屋外・屋内フreesi発表(メーンステージは山木屋太鼓、文化協会作品や小中学生の絵画展示、各種体

験教室、飲食他物品販売など
生涯学習課 ☎029(897)0511

「千代田神立ライン」の運行が始まります

10月1日頃からJR神立駅を拠点として、神立病院や千代田シビックセンター周辺の本市中心市街地の循環およびJR神立駅と土浦協同病院を結ぶ新たなバス路線「千代田神立ライン」の運行が始まります。
※時刻表や運賃などの詳細は市ホームページをご覧ください。
☎ 政策経営課千代田庁舎



難病患者福祉金申請受付のお知らせ

難病患者福祉金を支給しますので、該当する方は申請をお願いします。
日時 10月1日(火)～31日(木)
場所 社会福祉課、霞ヶ浦窓口センター、中央出張所
対象者 土浦保健所から「指定難病特定医療費受給者証」の交付を受けており、市内に住民登録を、居住されている方
支給額 難病患者一人につき年額2万円
※詳細についてはお問い合わせください。
☎ 社会福祉課千代田庁舎

9月は「屋外広告物美化強調月間」

屋外広告物とは、常時または一定の間継続して屋外で公衆に表示される看板

県南エリアイベント情報

日時 10月4日(金)午前10時半～午後3時半
場所 ワークヒル土浦(土浦市木田4-1-1)
☎ 総務省行政相談センターきくみ茨城 ☎0570(090)110

石岡のおまつり(常陸國總社宮例大祭)

「石岡のおまつり」は関東三大祭の一つともいわれている、常陸國總社宮(ひたちねんじま)の例大祭です。格式高い大神輿をはじめ、絢爛豪華な山車、勇壮な幌獅子が40台以上市内を巡行する石岡の一大行事です。
ぜひお越しください。
期間 9月14日(土)・15日(日)・16日(月)
会場 JR常磐線石岡駅前
☎ 石岡市観光協会 ☎0299(23)7741



第7回全国「ロッケフェスティバル」龍ヶ崎

龍ヶ崎市に「全国「ロッケフェスティバル」が帰ってきました。過去最大規模の今回は「ロッケ」39店舗が出店。多彩な「ロッケ」の中から来場者の皆様の投票により「当地「ロッケ」日本一」を決定します。ぜひお越しください。
期間 9月22日(日)午前10時～午後3時半
会場 龍ヶ崎市役所北側駐車場
☎ 第7回全国「ロッケフェスティバル」実行委員会事務局 ☎0297(62)1444

募集

はじ紙や広告板などを行います。屋外広告物については「まちの良好な景観の形成」と「公衆に対する危害の防止」の点から表示場所や大きさなどを規制しています。良好な景観保持のため、屋外広告物は必要な許可を受けてから表示してください。
※屋外広告物に関する詳細は市ホームページをご覧ください。
☎ 都市整備課(霞ヶ浦庁舎)



みんなでワイワイつながる広場(要予約)

日時 10月3日(日)午前10時～11時半
場所 大塚ふれあいセンター
内容 「ふれあい」を歌って聴いて楽しむ募集 30人(未就学児および保護者)先着順
持ち物 飲み物など
※9月17日(日)午前8時半から予約受付
※電話でお申し込みください。
☎ 子ども家庭課子ども未来室(千代田庁舎)

歴史博物館企画展

歴史博物館では、『新選組隊士三木三郎のその後』の企画展を行っています。皆さんの来館をお待ちしています。
日時 10月20日(土)まで
☎ 歴史博物館 ☎029(896)0017

自衛官等募集

防衛大学校学生および自衛官候補生を募集しています。

- 募集種目 防衛大学校学生
受験資格 高卒(見込み)21歳未満
申込期限 9月30日(日)
試験期日 11月9日(土)・10日(日)
 - 募集種目 自衛官候補生
受験資格 18歳以上33歳未満
申込期限 年間を通じて受付
試験期日 受付時にお知らせ
- ☎ 自衛隊茨城地方協力本部土浦地域事務所 ☎029(821)6986

相談

行政相談委員会による行政相談
日々の暮らしの中で困っていることや、悩んでいることがありましたら、お気軽にご相談ください。相談は無料・秘密厳守です。
日時 10月8日(火)
午前10時～正午・午後1時～3時
場所 千代田庁舎
※電話による相談も受け付けています。
☎ 市民協働課(霞ヶ浦庁舎)

なんでもかんでも相談

「子ども将来、相続や不動産、離婚問題など」困っているなど、些細なことでも専門

事業者の皆様！
2019年10月1日から
消費税・地方消費税の **軽減税率制度** がスタート。
仕入税額控除の方式が変わります！

標準税率 **10%** と、
に係る軽減税率 **8%** について

帳簿・請求書・レシート等の記載を
複数税率に対応させる必要があります。
全ての事業者の方に関係があります！
飲食料品等の仕入れがあれば、対応が必要に。

レジや受発注・請求書管理システムの
導入・改修が必要となる場合があります。
中小企業・小規模事業者等の方向けに
軽減税率対策補助金が拡充されました！

制度についてのお問い合わせ
●消費税軽減税率電話相談センター (フリーダイヤル) ☎ 0120-205-553
受付時間は平日午前9時から午後5時まで。
※ナビダイヤル0570-030-456(通話料がかかります)もご利用いただけます。
補助金についてのお問い合わせ
●軽減税率対策補助金事務局 (フリーダイヤル) ☎ 0120-398-111
受付時間は平日午前9時から午後5時まで。

2019年10月1日、
消費税・地方消費税の税率は**10%**へ。
※10%のうち2.2%は地方消費税です。

ポイント1 税率上げは社会保障制度を次世代に引き継ぎ、みんなが安心できる社会にするために必要です。
みんなが安心できる社会にするためには、安定した財源を確保し、社会保障制度を、次世代に引き継ぐとともに、全世代型へ転換していく必要があります。そのためには10%への税率の上げが必要です。

ポイント2 引上げ分は、すべての世代を対象とする社会保障のために使われます。
引上げ分は、消費税・地方消費税ともに、例えば、①待機児童の解消、②3歳から5歳までの幼児教育・保育の無償化、③真に支援が必要な学生の高等教育(大学など)の無償化、④介護職員の処遇改善、⑤所得の低い高齢者の介護保険料の軽減、⑥所得の低い年金受給者への給付金の支給などに使われます。

ポイント3 家計と景気、両方の視点から対策を実施します。
飲食料品(お酒・外食を除く)と新聞(定期購読契約、週2回以上発行)に係る税率を8%に据置き(軽減税率制度)。このほか、家計や景気への影響を緩和するための各種対策を実施します。

知っていますか、地方消費税
一般に「消費税」と言うのは、消費税(国税)と地方消費税(地方税)を合計したものです。地方消費税は、地方自治体の貴重な財源として、住民の皆様の身近な行政に生かされています。



政府広報 消費税 検索

医療福祉費支給制度(マル福)

かすみがうら市医療福祉費支給制度
(マル福)の一部改正について

令和元年10月1日から、本市における小児マル福の中学生以下の所得制限を撤廃し、中学生以下の外来・入院の自己負担金を助成します。

▶医療福祉費支給制度(マル福)とは

健康保険で医療機関などにかかった保険診療が適用された医療費の一部負担金を助成する制度です。

▶助成を受けた場合の自己負担金

- 外来：1日600円(医療機関ごとに月2回まで)
- 入院：1日300円(医療機関ごとに月3,000円を限度)

●調剤薬局：自己負担なし

※中学生以下の小児・ひとり親家庭の方は、いったん負担した外来・入院の自己負担金を受診から約3カ月後に助成します。

※外来自己負担金が600円未満の場合、市窓口で支給申請が必要になる場合があります。

▶制度改正の内容

- 実施時期：令和元年10月1日(令和元年10月診療分から対象)

①小児マル福 中学生以下：所得制限なし

ただし、茨城県による補助対象であるか確認するため、所得判定者(本人・配偶者、および父母扶養義務者など)の所得確認は必要になります。

- ②中学生以下の方について、いったん医療機関などの窓口で支払った外来・入院の自己負担分を、後日口座に振り込みします。小児およびひとり親家庭マル福を受給している中学生以下の方が対象になります。

- 今回の改正の対象となる方(0歳～中学3年生)には、案内通知を保護者様宛に送付します。



問 国保年金課(千代田庁舎)

ワカサギ・シラウオ漁が解禁

新鮮シラウオ丼が味わえます

霞ヶ浦でのワカサギ・シラウオ漁が7月21日に解禁となったことから、地産地消レストラン・かすみキッチンで「新鮮シラウオ丼」を期間限定(12月まで)で味わうことができます。

※水揚げの状況により、提供できない場合もありますので、ご来店前にお問い合わせください。

かすみキッチン 029-896-1227



かすみキッチン
ホームページ

問 観光商工課(霞ヶ浦庁舎)

幼児教育・保育無償化

令和元年10月1日から、幼児教育・保育などの無償化が始まります

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから、幼児教育・保育の無償化が実施されます。

▶認可保育所・認定こども園・新制度幼稚園・地域型保育

- ・3歳児クラスから5歳児クラスの子ども
- ・住民税非課税世帯の0歳児から2歳児クラスの子ども

▶新制度未移行幼稚園【要申請】

- ・月額25,700円を上限に無償

▶認可外保育施設など【要申請】

- 【3歳児クラスから5歳児クラスの子ども】

- ・月額37,000円を上限に無償

- 【0歳児クラスから2歳児クラスの子ども】

(住民税非課税世帯)

- ・月額42,000円を上限に無償

▶預かり保育(3歳以上)【要申請】

幼稚園・認定こども園(1号認定)の預かり保育が利用日数に応じて月額450円・最大月額11,300円(住民税非課税世帯の満3歳児は最大月額16,300円)までの範囲で無償化の対象となります。



幼児教育・保育の無償化

- 詳細は市ホームページをご覧ください。

問 子ども家庭課(千代田庁舎)

■児童発達支援などの利用者負担の無償化

令和元年10月1日から、3～5歳までの児童発達支援などの利用者負担の無償化が実施されます。

- ▶無償化の対象となる期間は、「満3歳になって初めての4月1日から3年間」です。

期間や対象者は市ホームページをご覧ください。

- ▶利用者負担以外の費用(医療費や、食費などの現在実費で負担しているもの)は引き続きお支払いいただくことになります。

- ▶幼稚園、保育所、認定こども園などと、上記サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

- ▶無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。

- ▶ご利用の障害児サービス事業所との間で、年齢を教えるなどして無償化対象であることをお伝えください。

- 児童発達支援の利用者負担の無償化やそれ以外の無償化となるサービスの詳細は市ホームページをご覧ください。



児童発達支援などの無償化

問 社会福祉課(千代田庁舎)